

昭和四十八年五月招集

第二回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會





一、出席事務局職員

事務局長 高尾 豊 事務局長補佐 勝田 元 始  
書 記 兵藤 恭一 書 記 鈴木 哲  
書 記 渡辺 弘 書 記 川上 義雄  
書 記 福田 英雄

一、議事日程

昭和四十八年五月七日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第四十六号

昭和四十七年度館山市一般会計補正  
予算(第十号)の専決処分承認に  
ついて

日程第四 議案第四十七号

館山市市税条例の一部を改正する条  
例の制定について

開

会 午前十時三分開会

○議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十五名、これより昭和四十八年第二回市議会臨時会を開会いたします。

議長の報告

○議長(吉田勇治郎君) 本臨時会の議案審議のため、地方自治法第二百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がございましたので御了承願います。

議案の配付

○議長(吉田勇治郎君) 議案を配付いたさせます。議案の配付漏れはございませんか。――配付漏れなしと認めます。  
本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

会議録署名議員の指名

○議長(吉田勇治郎君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

三番議員流山源次郎君、二九番議員秋山六三郎君以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長(吉田勇治郎君) 日程第二、会期の決定を行ないます。

本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は本日一日とすることでございます。  
おはかりいたします。会期を一日と定めますことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

提案理由の説明

○議長(吉田勇治郎君) この際、本臨時会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

(市長本間 議君登壇)

○市長(本間 議君) 本日は、議員の皆さま方におかれましては



段階におきまして増減ができましたので、それを三十一日まで  
書類にいたしました提出をいたすというような関係から、急遽専  
決処分をお願いをしたわけでございます。

地方債として追加をいたしますものとして公共土木施設の災害  
復旧事業として二百十万を限度額といたしまして、以下起債の方  
法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

この内容は、どんどん川の護岸が百七十五万、下町の排水溝の  
護岸工事三十八万、合わせまして二百十三万の工事が行なわれ  
たわけでございますが、当初三十万以上については不許可の予定で  
ございましたが、ワクの関係から三十万以上についても起債を許  
可するという国の方針にかかりましたので、二百十万を増額をい  
たしたわけでございます。

次の変更といたしまして三件でございます。それぞれ当初予定を  
いたしました工事費と実際の工事費それに国庫補助の増減に伴う  
移動でございます。

保育所建設費といたしまして、当初千四百一十一万六千円で予定  
をいたしました、実際の工事費が千三十八万、それに国庫補助  
等の増額を合わせまして、起債の許可額が二百万というふうに六  
十万減の予定でございます。

次が、豊房幼稚園の建設事業でございますが、これも当初八百  
三十七万二千円の工事費を予定いたしましたして、起債を積算し計上  
いたしましたわけでございますが、実工事費が七百十四万になりました  
ために、国庫補助が六十八万六千円減になりました。それを差  
し引きしまして起債予定額が三百五十万というふうに内定をいた  
してございます。

漁港整備事業につきましては、三百十万追加をお願いしたわけ  
でございますが、この審議の過程におきまして、漁港関係につい  
てはなるべく起債を少額にするようにという趣旨の御発言もあり  
ましたので、今回二百十万を限度額におさえまして、余裕財源が  
百万ございますので、百万を減じたわけでございます。

事項別明細書になりますが、起債関係のみの歳入と、歳出欄は  
その財源といたしてございますもの財源補正だけでございま  
すので、説明は省略させていただきます。

起債調書でございますが、起債前と起債後に分けてそれぞれ記  
載をいたしてございます。当該年度の見込み額としては八億二千  
二百七十二万、これは補正後も補正前と相違ございません。

以上、簡単にございますが、補正予算についての専決処分の説  
明を終わります。

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑ございませんか。―御質疑なし  
と認めます。

### 委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略、採決することに御異議と  
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

### 採決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。

本案を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は承認することに決定いたしました。

### 議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第四、議案第四十七号館山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第四十七号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定

について

### 議案の内容説明

○議長(吉田勇治郎君) 議案の説明を求めます。

○税務課長(越路良夫君) 議案第四十七号につきまして御説明申し上げます。

本案は、館山市市税条例の一部を改正しようとするものでございます。今国会におきまして審議されておりました地方税法の一部を改正する法律案が可決成立しまして、去る四月二十六日に交付されております。

そこで、改正法に基づきまして市税条例中、必要な規定の改正あるいは所要の規定の整備を行なおうとするものでございます。

改正されました地方税法のうち、本市に関係のあります改正部分につきまして簡単に申し上げますと、まず市民税におきまして個人市民税の所得控除の額を基礎控除、扶養控除あるいは配偶者控除それぞれ一万円ずつ引き上げると、それから各障害者

老年者あるいは勤労学生控除の額をそれぞれ二万円ずつ引き上げる。

それからなお、今回の改正中で大きく改められましたもの一つでございますが、個人の所得割の税率を、これは十年ぶりでございますが、低所得者層の負担軽減という趣旨でこれを引き下げております。

退職手当等に対する分離課税の税率も、この所得割の税率と同様引き下げております。その他、七十歳以上の方につきまして、新たに老人扶養控除の制度がつくられました。これは十四万円でございます。

なお、障害者、未成年者、老年者または寡婦につきましての非課税の範囲を年所得従前三十八万円でございますでしたが、これを四十三万円に引き上げまして、その範囲を拡大しております。

それから次に、固定資産税でございますが、これは宅地等に対します固定資産税は現行の負担調整措置によりまして、この調整のためにむしろ不均衡という面が従前あったわけでございます。その税負担の均衡を取るために課税の適正化をはかっております。新たに住宅用地と以外の宅地等につきましてこれを区分しまして、住宅用地につきましては課税標準を評価額の二分の一の額としております。ただし、これは四十八年度と四十九年度につきましては現行の負担調整措置を続行しまして、五十年には課税標準額が評価額の二分の一ということに相なります。

それから、非住宅用地につきましては、住宅用地以外の宅地というわけでございますが、その場合には評価額即課税標準とするわけでございますが、四十八年度と四十九年度に限りましては負

担の調整をやはり行なうわけでございますが、その際に、法人と個人とこれを区分けする。法人に対しては特殊の措置をこの場合には取るように相なります。

それから、住宅用地とかあるいは非住宅用地等の現行の負担調整を行なう場合にこれは従前なかつたわけでございますが、評価額に対する課税標準の最低限度額を定めております。四十八年度にありましては百分の十五とか、四十九年度の場合には百分の三十とか、そういう底上げ措置を取っております。

それから、従来からございました免税点の制度でございますが、やはり負担の軽減ということで、土地にありましては十五万円、家屋の場合には八万円、償却資産の場合には百万円と、それぞれ従前の額を引き上げて軽減をはかっております。それが固定資産でございます。

次に、電気ガス税の負担の軽減につきましては、税率を従前の七%を六%に引き下げ、免税点を電気の場合には千円、ガスの場合には二千円にそれぞれ引き上げて軽減をはかっております。

これが、今回の本市に直接関係のあります改正概要でございますが、改正法に基づきまして、本年度本市の課税にあたりまして当面早急に市税条例中の関係規定をそれぞれ改めまして、所要の規定整備をはかるうとするものでございます。

議案の四十七号によりまして、ただいま申し上げました規定の整備をはかるものであります。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（吉田勇治郎君） 説明を終わりました。

### 質疑応答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑願います。

○二〇番（君塚喜三君） 固定資産税の件についてちょっとお知らせをお願いするわけなんですが、教えていただきたいわけなんですが、住宅用地については四十八年度、四十九年度は現行の負担調整措置を継続するというけれども、五十年にいうことは価格は、いわゆる地価の二分の一を課税標準とするということなんですが、負担調整措置によってこれまで税額の上昇がスロ―テンポであつたわけですが、五十年にいうことをははずすということは税負担が急増するおそれがあるんじゃないかと思うんですが、この点いかがでございますでしょうか。

○税務課長（越路良夫君） お答え申し上げます。ただいまの負担調整の問題でございますが、原則的には今回の改正税法の時点で四十八年度の時点ですでに課税標準は評価額を持っていくんだというふうな税制調査会等の意見等も出ておりますので、法の制定の段階で種々検討の結果、四十八年度、四十九年度は調整するが五十年度からはずばり持っていくと。

ただ、その場合におっしゃられましたように、国の住宅政策的な面もございまして、評価額の二分の一を課税標準でおさえる。それ以外については現行の負担調整措置を行なうためにむしろ不均衡の面が極端に出てきていると、これを適正な課税方法に改めるといふことで、今回のような改正がなされたわけでございますが、ただいまおっしゃられました場合、具体的にはその数字を申し上げますと、今回の場合に四十八年度の基準年度が一月一日に行なわれて価格が決定されておりますが、その二分の一が最終

的には五十年年度の課税標準になるわけでございます。

今までの調整措置の中で全国的に見ましても、約五割程度までしか調整が終っていない。あとの約五割強が未調整であったというような結果が出ております。本市の場合においても同じわけでございますが、これが四十八年度に現行の負担調整を一・一から一・四までの負担調整を行なひまして、四十九年度もそれと同じ五十年年度において先ほどの二分の一へと持っていくということに相なるわけでございます。

〇二〇番(君塚喜三君) その点わかりましたが、もう一つお尋ねするんですが、国会で成立されたことなんでしょうから、どうこうということじゃございません。お考えを聞いてみるだけなんです。法人所有の非住宅地これには負担調整措置をはずして、評価額に丸々課税をするということなんです。最近の法人による土地の投機買ひの突進から見て時宜に適したことは思うんでございすけれども、その方法において五十年年度まで猶予期間を置いておるといふところがどうもひっかかりも感ずるわけなんです。この点はいかがでございすか。

〇 税務課長(越路良夫君) お答えいたします。

法人の場合につきましては、住宅用地の場合には個人と同様に一つの住宅政策としまして二分の一の問題がございす。

ただいまお話しのような非住宅地につきましては、これは個人の場合と違った調整措置を行なひまして、やはり四十八、四十九年度は調整するわけでございますが、五十年年度にはずばり法人の場合も非住宅用地と、それから個人の場合にありましても非住宅用地は評価額即課税標準と相なるわけでございます。

これは、今回の法律の中にもありますように、法人の場合については個人と違ったとらえ方で、少し強いと申しますか、課税方式を取っております。

この方法と、それから今回提案してございせんが、六月定例会で見込んでおります特別土地保有税の問題がございす。この特別土地保有税の中で、やはりそれに対する強い課税方式それと関連、別の面でもとらえております。国税の去る四月七日に済んでおりますが、土地譲渡に対します国税の課税措置がございす。

そういう一連の今回の土地税制に対する課税方式の中でこの固定資産税も一端をになつてゐるわけでございまして、これだけで法人に対する措置が終つた。あるいはこの措置のみだということじゃございせんので、そういう国税、地方税に合せて法人対策あるいは法人税制ということでもとらえておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思ひます。

〇二〇番(君塚喜三君) 館山市の評価額の問題なんです。館山市の基準地、中村、パン屋さんのところが三十九年度の基準年度の県からの指示価格というものは七万二千円だった。それが四十二年度は据え置かれ、四十五年年度にいつて十五万、それが三年の経過で今度は三十万にあそこがはね上つた。こういうことなんです。これに準じて路線化といつたよりなもの全部はね上りを見ておることと思ひますが、そうしますと、三月市会において、そのときに聞けばよかつたんでございす。三月市会の収入面においては現法を予測して組まれておつたものであるか。それともこれまでの課税標準によつてなされたものであるか。

もし、そうだとすれば、ここに相当の超過徴収というんですか

国においては四十七年度は二、三日前の新聞にも七千億からの取り過ぎをやったことなんです、館山市の場合どんなことが、この点についてどういう結果が出てくるのでございましょうか。その点一つお尋ねいたします。

○税務課長（越路良夫君） ただいまの予算との関連でございまして、土地につきましては四十七年度の当時の決算見込みに対しまして二七・二六ということで積算してございます。

この中には農地の問題、農地の問題につきましては三十八年度の課税額と全く現在においてもかわりはないと思いますが、それ以外の宅地等において積算し、その時点で最終的には二七・二六の増ということで見ております。

今回の改正にあたりましては、結果的には土地の場合には先ほど申し上げましたが、負担調整措置との関係は、個人の場合の住宅用地につきましては、これは現行の負担調整をそのまま踏襲します。

で、また、非住宅用地につきましても、個人の場合の非住宅用地は、やはり四十八年度は現行の負担調整を取る。ただ、ここで問題になってまいりますのは、法人の場合での非住宅用地が現行の負担調整以外の方法を取るわけでございます。

具体的に申し上げますと、四十八年度の場合に現行の負担調整措置で一応数字を出しまして、それと四十八年度の評価額で算定した税額、その差額の三分の一が四十八年度の法人の場合での非住宅用地の課税標準になるというわけでございます。

ですから、法人の住宅用地あるいは非住宅用地を含めた総体の所有者が約三百億ちょっと越えておりますが、そのものが若干予

定よりうわのせになるであろうということ、全体に及ぼす影響というものは大した数字にはならないということ、試算してござい

ます。  
結局、当初申し上げました前年の見込みに対しての二七・幾らの伸び率はややこれを上回っても幾らでもない、下回るということはまずないであろうというふうに見込んでおります。以上です。

○二〇番（君塚喜三君） 了解。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございせんか。――御質疑なしと認めます。

#### 委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略採決することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

#### 採決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

閉

会 午前十時三十六分閉会

○議長（吉田勇治郎君） 以上で本臨時会に付議されました案件は議了いたしました。

よって、これにて第二回市議会臨時会を閉会といたします。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、議案第四十六号・議案第四十七号

地方自治法第百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

館山市議會議員

館山市議會議員

吉田勇治郎  
流山 隆次郎  
秋山 空一郎

